

京都市告示第 11 号

平成 20 年 4 月 1 日京都市告示第 33 号の一部を、河川法第 16 条の 3 第 2 項の規定により、次のように改めます。

平成 30 年 4 月 2 日

京都市長 門川大作

第 1 項「河川の名称及び区間」、第 2 項「河川工事の内容」及び第 3 項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
都市基盤河川改修事業	西野山川	左岸 京都市山科区西野山百々町 265 番地地先 右岸 京都市山科区西野山百々町 173 番地の 1 地先	旧安祥寺川への合流点	768m
	西野山川支川	左岸 京都市山科区西野山百々町 64 番地の 2 地先 右岸 京都市山科区西野山射庭ノ上町 142 番地地先	西野山川への合流点	427m

2 河川工事の内容

(西野山川) 護岸改修, 捷水路整備 L = 7 6 8 m,

(西野山川支川) 護岸改修 L = 4 2 7 m

3 河川工事の期間

昭和 63 年 1 2 月 1 日から平成 40 年 3 月 3 1 日

参考

平成20年4月1日京都市告示第33号

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間			
事業名	河川名	上 流 端		下 流 端	延 長
西野山川	西野山川	左岸	京都市山科区西野山百々町 265 番地地先	旧安祥寺川への 合流点	768m
		右岸	京都市山科区西野山百々町 173 番地の1 地先		
	西野山川 支川	左岸	京都市山科区西野山百々町 64 番地の2 地先	西野山川への合 流点	427m
		右岸	京都市山科区西野山射庭ノ 上町 142 番地地先		

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年12月1日から平成30年3月31日

(建設局土木管理部河川整備課)